2025年10月8日

計画実行・監視専門調査会(第 44 回) に対する意見書

日本労働組合総連合会副事務局長 井上 久美枝

「『女性の職業生活における活躍推進に関する基本方針』の変更について」に関し、下記のとおり意見いたします。

記

- ○「『女性の職業生活における活躍推進に関する基本方針』案」における「多様な幸せ(Well-being)」(4ページ127-128行目)について、経済産業省では「個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること」、環境省では「高い生活の質」など、各省庁でWell-beingの定義が異なることから、国として、共通の定義を定めていただきたい。
- ○2025 年 6 月の労働施策総合推進法改正において、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成することが国の責務と定められたことを踏まえ、方針の基本的な方向を示す「『女性の職業生活における活躍推進に関する基本方針』案」の第 1 部においても、国におけるハラスメント防止に取り組む姿勢を明記していただきたい。

以上